

## 第7章 その他

### 1 登記（法人部門）について

※ 登記については、法務局の管轄となります。下記に記載した内容については、必ず法人の事務所所在地を管轄する法務局（登記所）で確認のうえ、手続を行ってください。

#### （1）登記について

NPO法人は、組合等登記令に従って、法務局において登記を行わなければなりません。

登記しなければならない事項は、下記のとおりです。

- ①目的及び業務
- ②名称
- ③事務所の所在場所
- ④代表権を有する者の氏名、住所及び資格、代表権の範囲又は制限に関する定めがある場合はその定め

→代表権を有する理事を登記します。

また、代表権の範囲や制限について定めている場合はその定めを登記します。

- ⑤存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

→法定の解散事由以外に定款で解散事由を定めていない場合は、必要ありません。

また、これらの事項に変更が生じたときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所（他の事務所）の所在地においては3週間以内に、変更の登記をしなければなりません。

なお、NPO法人が法人部門の登記を行う場合は、登記の際の手数料（登録免許税）は課税されませんが、不動産部門（土地や建物の所有権保存登記など）の登記を行う場合は、通常どおり課税されますのでご注意ください。

再任（重任）の場合も登記が必要なの？

登記が必要です。

詳しくは、[Q&A13]（109ページ）をご覧ください。

(2) 主な登記事由一覧

登記の種類	どういった場合に	いつまでに
a . 設立の登記	設立の認証を受けたとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる事務所の所在地にて、認証を受けてから2週間以内に。</li> </ul> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">上記の登記から2週間以内に、その他の事務所の所在地にて同様の登記を行う必要が あります。（法務局の管轄が異なる場合）</p>
b . その他の事務所の新設の登記	成立後にその他の事務所を設けたとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる事務所の所在地にて、2週間以内に。</li> <li>・新設した事務所の所在地にて、3週間以内に。</li> <li>・他の事務所の所在地にて、3週間以内に。</li> </ul> <p>※ 同一の法務局（登記所）の管轄区域内での新設であれば、その旨の登記をすれば足りる。</p>
c . 事務所移転の登記	主たる事務所 主たる事務所を移転したとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2週間以内に、           <ul style="list-style-type: none"> <li>①旧所在地にて移転登記</li> <li>②新所在地にて登記</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 同一の法務局（登記所）の管轄区域内での移転であれば、その旨の登記をすれば足りる。</p>
	その他の事務所 その他の事務所を移転したとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3週間以内に           <ul style="list-style-type: none"> <li>①旧所在地にて移転登記</li> </ul> </li> <li>・4週間以内に           <ul style="list-style-type: none"> <li>①新所在地において登記</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 同一の法務局（登記所）の管轄区域内での移転であれば、その旨の登記をすれば足りる。</p>
d . 変更の登記	目的及び業務 目的（及び特定非営利活動の種類）、事業に変更があったとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる事務所の所在地にて、2週間以内に。</li> <li>・その他の事務所の所在地にて、3週間以内に。</li> </ul>
	名称 名称に変更があったとき。	
	事務所の所在場所 事務所の所在地に変更があったとき。 ※事務所の移転を伴う場合は、「c . 事務所移転の登記」。	
	代表権を有する者の氏名、住所及び資格、代表権の範囲又は制限に関する定め ※代表権を有する理事について以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名、住所に変更が生じたとき。</li> <li>・就任（新任）又は退任（辞任、解任、死亡、任期満了）したとき。</li> <li>・重任（再任）されたとき。</li> <li>・代表権の範囲又は制限について定めたとき、その定めに変更が生じたとき。</li> </ul>	
	存続期間又は解散事由 (定款で特に定めている場合。)	

※ このほか、解散及び清算人就任、合併、清算結了などの場合にも登記手続きが必要となります

(3) 法務局一覧

名称と所在地	電話番号	商業法人登記管轄区域
福岡法務局 福岡市中央区舞鶴 3 丁目 5 番 25 号	法人登記に関する問い合わせ・相談予約 092-721-9306 登記事項証明書に関する問い合わせ 092-722-4725	福岡市、大牟田市、久留米市、飯塚市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、筑紫郡那珂川町、糟屋郡宇美町・篠栗町・志免町・須恵町・新宮町・久山町・粕屋町、嘉穂郡桂川町、朝倉郡筑前町・東峰村、三井郡大刀洗町、三瀬郡大木町、八女郡広川町
北九州支局 北九州市小倉北区 城内 5 番 1 号 (小倉合同庁舎)	代表 093-561-3542 相談予約 093-561-3988 登記事項証明書に関する問い合わせ 093-582-4847	北九州市、直方市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、遠賀郡芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町、鞍手郡鞍手町・小竹町、田川郡川崎町・香春町・福智町・糸田町・添田町・赤村・大任町 京都郡苅田町・みやこ町、築上郡築上町・吉富町・上毛町

\*以下は各種証明書交付事務（法人の印鑑証明書の発行・法人の登記事項証明書の発行など）のみ取扱っています。

名称と所在地	電話番号
八幡出張所 北九州市八幡西区樋口町 7 番 1 号	093-641-7309
行橋支局 行橋市大橋 2 丁目 22 番 10 号	0930-25-2132
田川支局 田川市中央町 4 番 20 号	0947-44-1431
直方支局 直方市新町 2 丁目 1 番 24 号	0949-23-4989

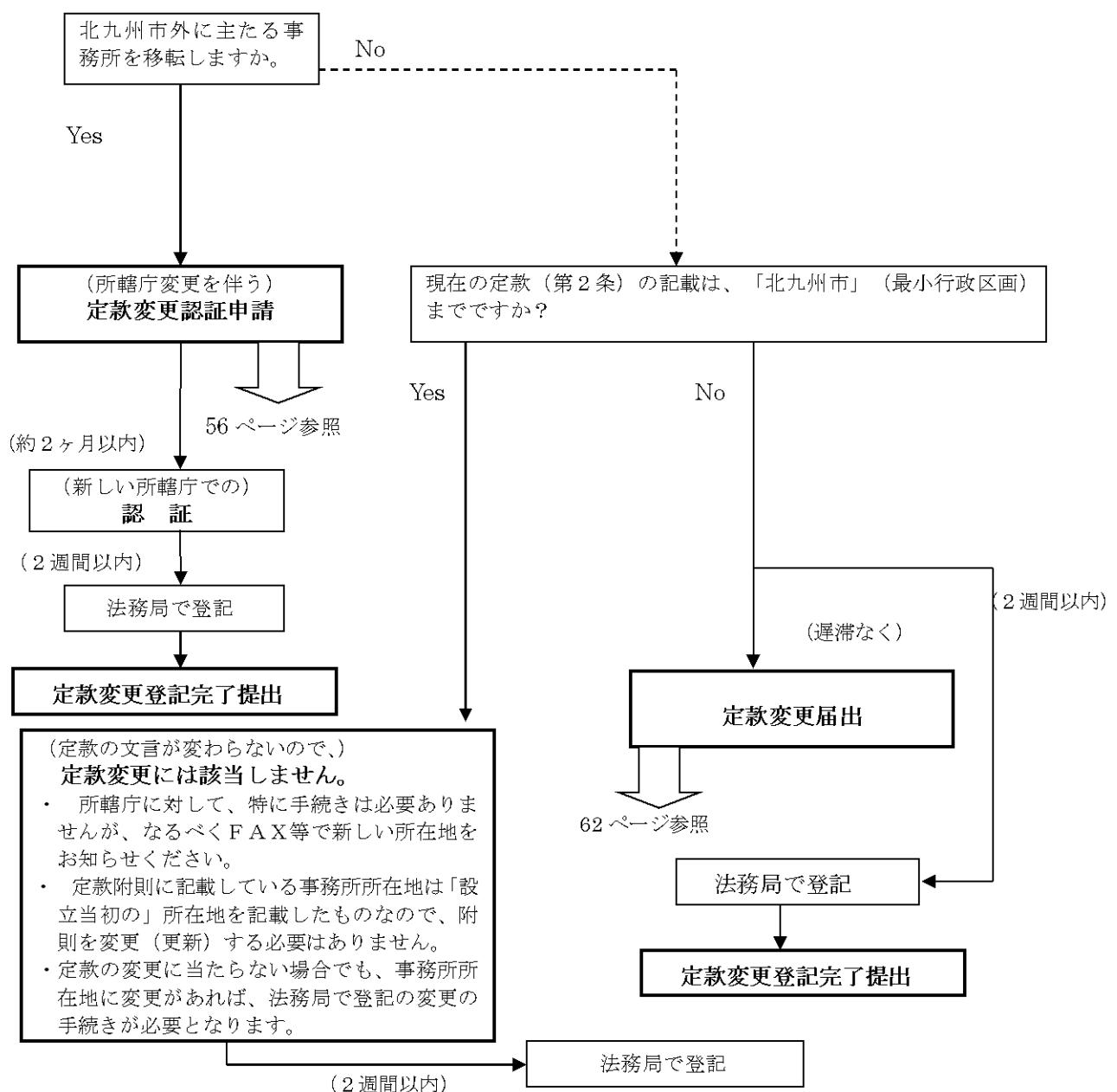
2021 年 6 月 9 日現在

## 2 事象別フローチャート

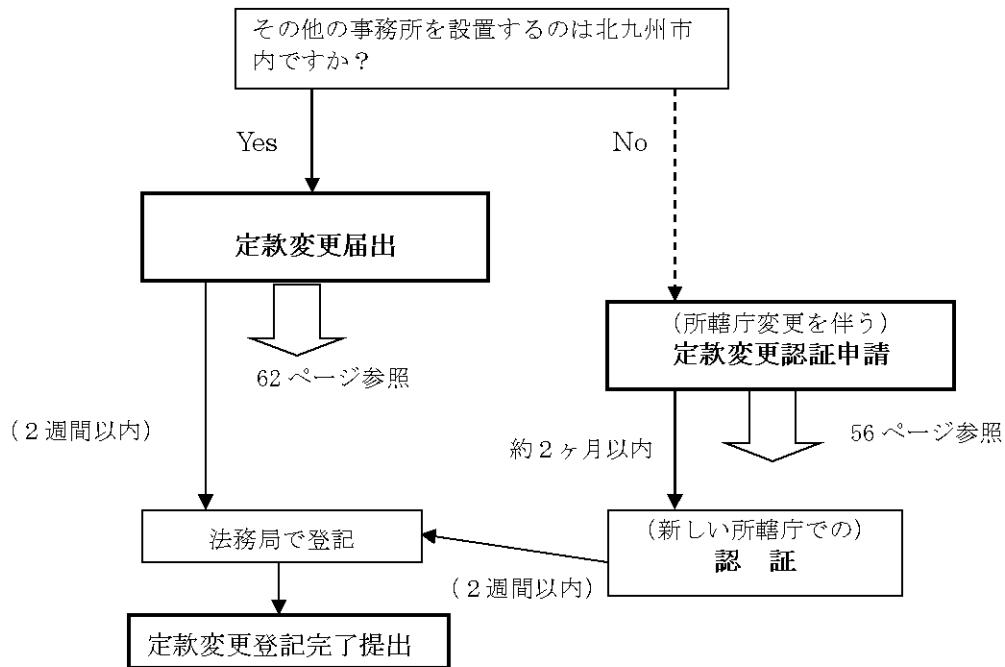
法人を運営していく中で発生する主な手続きについて、フローチャートを作成しました。所轄庁以外にも、県税事務所等やその他の関係機関で手続きが必要となる場合がありますので、所管する部署へご確認ください。

なお、このフローチャートは、一般的な法人運営を想定して作成しており、本市が発行している「特定非営利活動法人の設立の手引き」に掲載されている定款例に準じて記載していますので、定款の定め方などによっては一部対応しない場合があります。

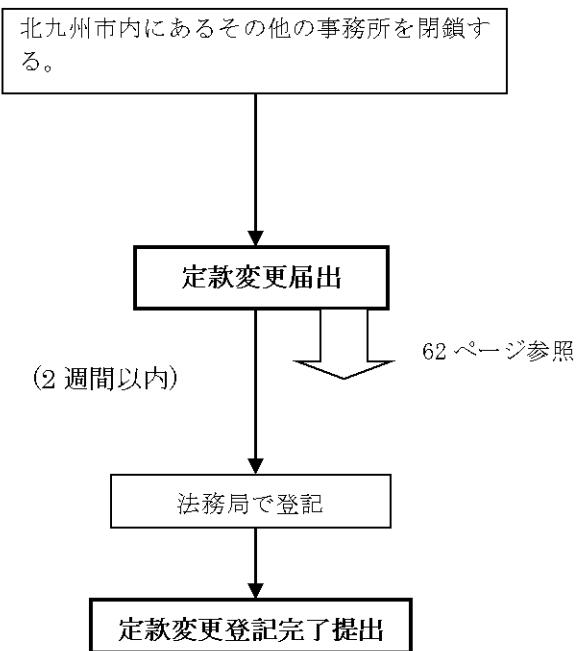
### 【フロー1】「事務所を移転したい！」



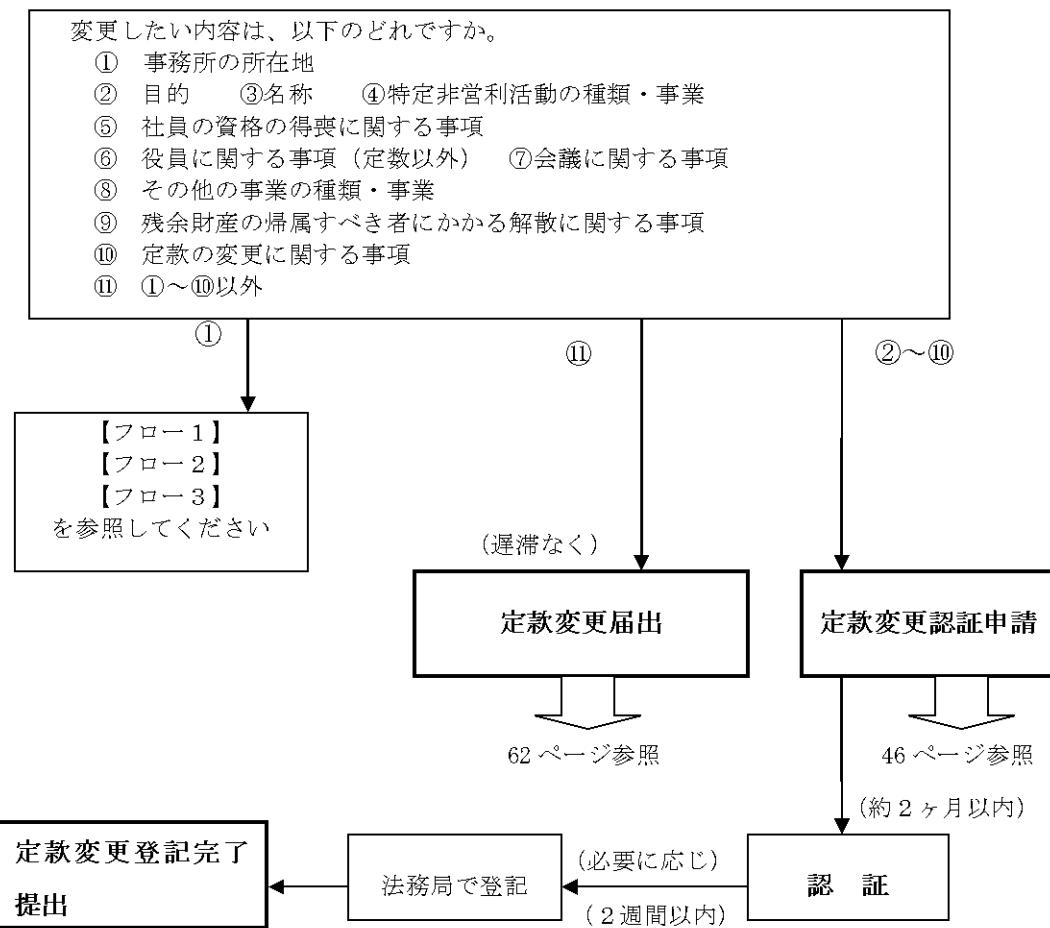
## 【フロー2】「その他の事務所を新設したい！」



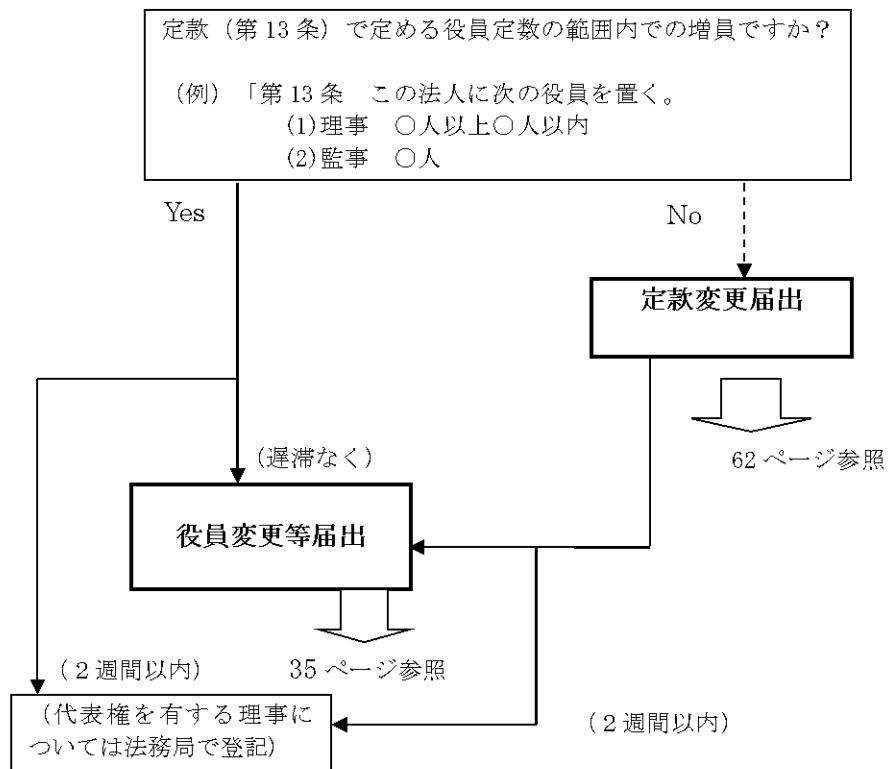
## 【フロー3】「その他の事務所を閉鎖したい！」



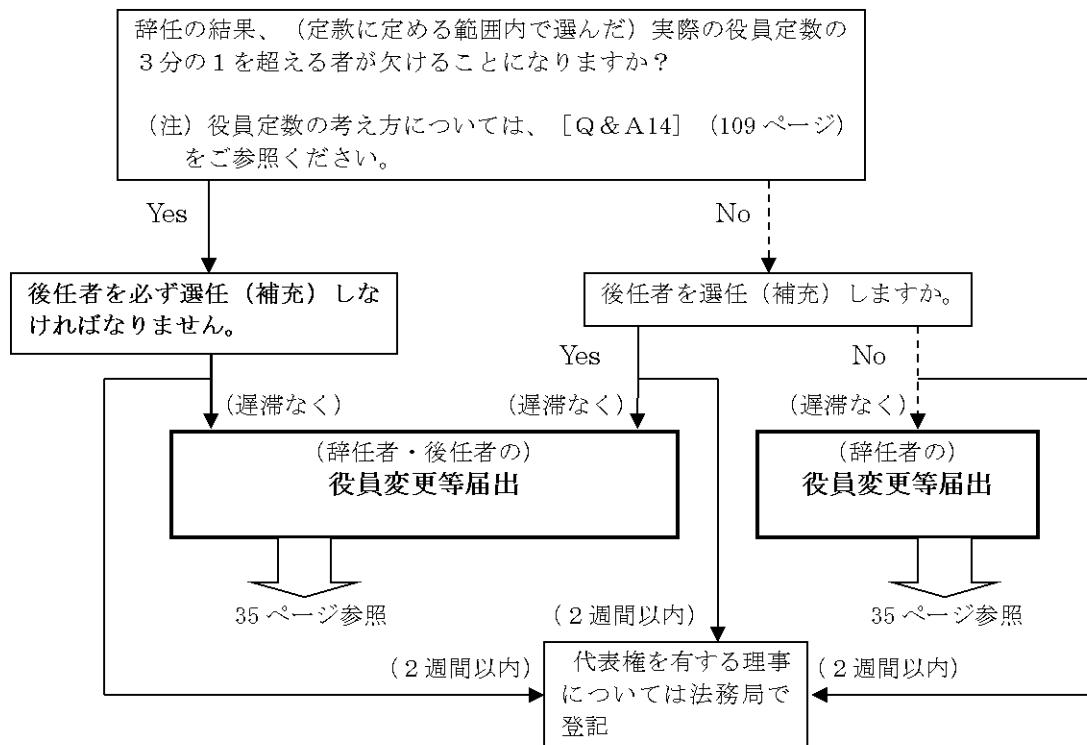
#### 【フロー4】「定款を変更したい！」



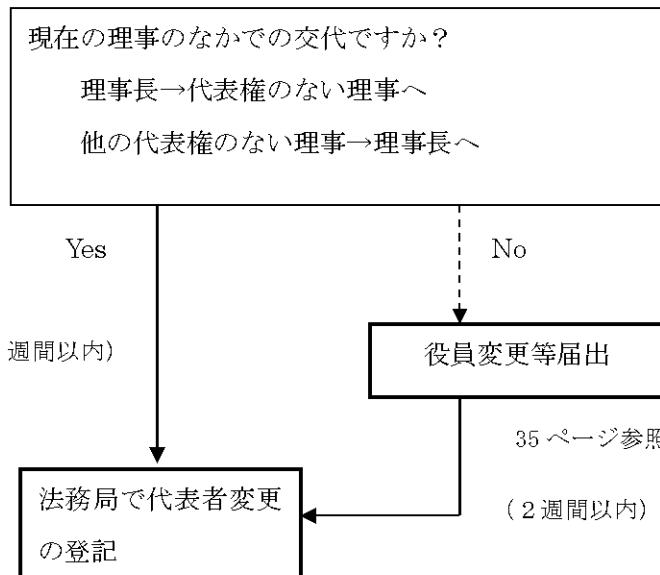
#### 【フロー5】「役員を増員したい！」



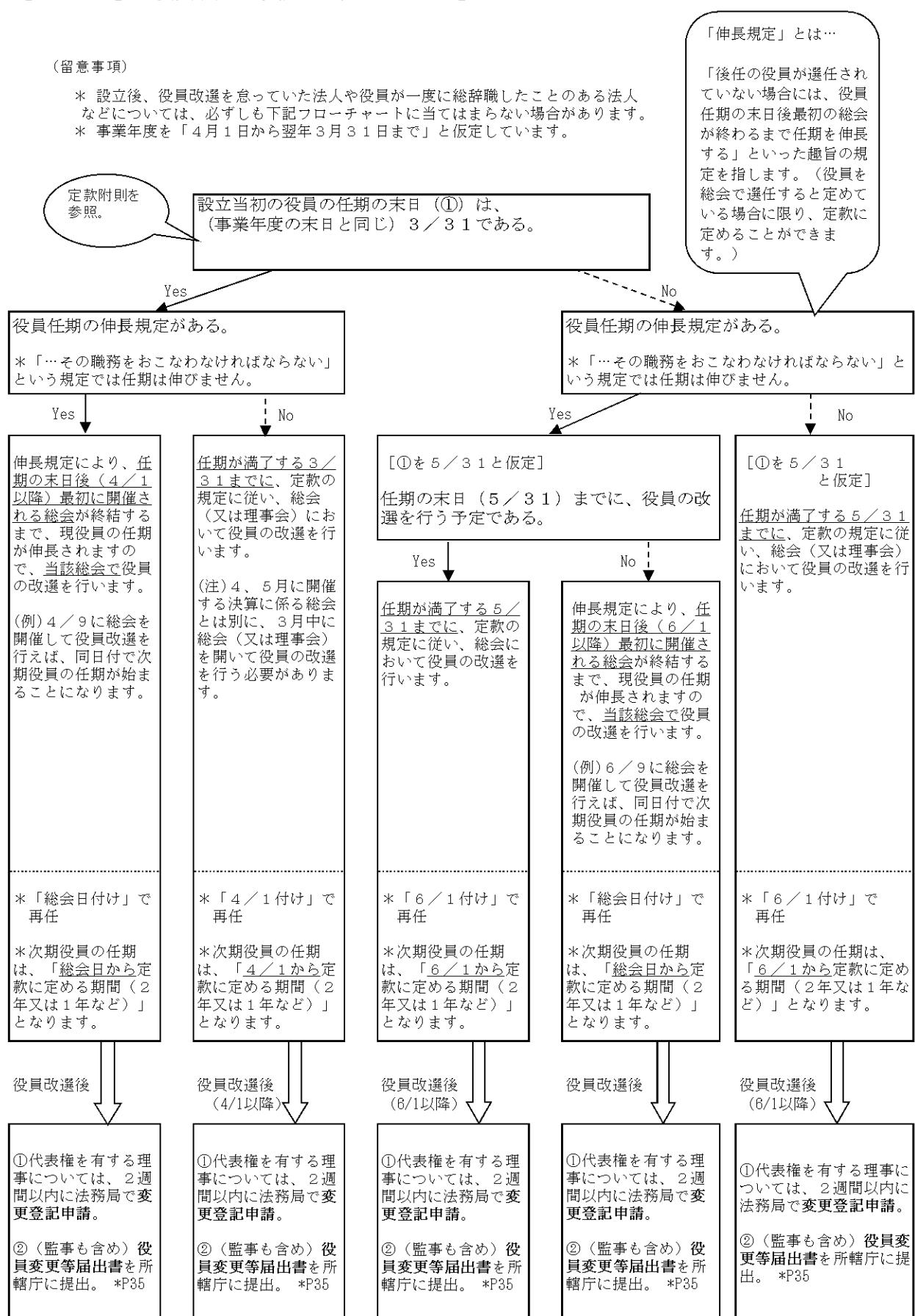
## 【フロー6】「役員が辞任した！」



## 【フロー7】「理事長（代表権のある理事）を変更した！」



## 【フロー8】「役員改選の手続きがわからない！」



### 3 総会の運営について

#### (1) 社員総会とは

NPO法人の構成員である社員によって構成されるNPO法人の最高機関であり、必須の機関でもあります。

NPO法人の業務は、定款によって特に理事や理事会等に委ねられた事項を除き、すべて社員総会の決議に基づいて行われます。

また、年に1回は社員総会を開催する必要があります。社員総会の招集方法や議決すべき事項、議決の要件などについては定款に定められていますので、定款の規定に基づいて総会の運営を行う必要があります。

#### (2) 社員の表決の方法について

NPO法により、社員が総会に出席できない場合に、書面によって表決する方法や代理人によって表決することが認められています。

また、定款に定めることにより書面にかえて電子メール等の電磁的方法によって表決することも可能です。

なお、これらの表決については、定款で制限することも可能です。

#### (3) 社員総会の決議の省略について

NPO法により、理事又は社員が総会の目的である事項（例えば事業計画・活動予算、役員の改選など）について、議案等の内容を示し提案した場合、社員の全員が書面又は電磁的記録によってその内容に同意するとの意思表示をした場合には、この事項について可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすことができるとしています。

社員総会の決議を省略するためには、目的の事項についての是非を判断できる十分な資料を添付することが必要です。また、社員全員の同意がなければなりません。

なお、社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなされます。

以下、総会の招集通知、表決に関する様式例などを掲載していますので、参考にしてください。

## 募集通知の例

○○年○○月○○日

正会員各位

特定非営利活動法人○○○○  
理事長 ○○○○

### 第○会通常社員総会招集のご通知

拝啓

ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、下記のとおり第○会通常社員総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面による表決または代理人による表決を行うことが可能です。

お手数ですが別添の資料及び議案書をご検討のうえ、書面にて表決される方は、同封の書面表決書に賛否をご表示いただき書面表決書に署名捺印のうえ、○月○日までに到着するようご返送ください。

代理人に表決を委任される方は、同封の委任状に委任される方のご氏名を記入いただき署名捺印のうえ○月○日までに到着するようご返送ください。よろしくお願いします。

敬具

#### 記

- 日 時 ○○年○○月○○日 (○曜日) ○○時~
- 場 所 北九州市○○○丁目○番○号 本法人主たる事務所
- 会議の目的及び審議事項

- 第1号議案 ○○年度事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録承認の件
- 第2号議案 ○○年度事業計画承認の件
- 第3号議案 ○○年度活動予算承認の件
- 第4号議案 定款変更の件
- 第5号議案 理事○名選任の件
- 第6号議案 監事○名選任の件
- 第7号議案 役員報酬支給の件

委任状の様式例  
表決委任の場合

委 任 状

特定非営利活動法人○○○○ 御中

私は、(△△△△氏、指定なき場合は議長)を代理人と定め、次の権限を委任します。

○年○月○日開催の特定非営利活動法人○○○○第○回通常社員総会に出席し、次の議案につき私の指示に従って議決権を行使すること

- 第1号議案 ○○年度事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録承認の件  
に関する賛否
- 第2号議案 ○○年度事業計画承認の件に関する賛否
- 第3号議案 ○○年度活動予算承認の件に関する賛否
- 第4号議案 定款変更の件に関する賛否
- 第5号議案 理事○名選任の件に関する賛否
- 第6号議案 監事○名選任の件に関する賛否
- 第7号議案 役員報酬支給の件に関する賛否

住 所  
氏 名 印  
(押印は、会員申込の際の印鑑でお願いします)

書面表決書

書面表決書

様式例

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

私は、〇〇年〇〇月〇〇日開催の特定非営利活動法人〇〇〇〇第〇回通常社員総会に出席できないところ、各議案につき次のとおり表決しましたので書面をもって提出いたします。

〇〇年〇〇月〇〇日

議案番号

第1号議案	〇〇年度事業報告書、活動計算書、 貸借対照表および財産目録承認の件	賛	否
第2号議案	〇〇年度事業計画承認の件	賛	否
第3号議案	〇〇年度活動予算承認の件	賛	否
第4号議案	定款変更の件	賛	否
第5号議案	理事〇名選任の件 (次の候補者を除く)	賛	否
第6号議案	監事〇名選任の件 (次の候補者を除く)	賛	否
第7号議案	役員報酬支給の件	賛	否

住 所

氏 名

印

\* 記載上のお願い

- 1 社員総会にご出席いただけない場合には、賛否欄に〇印を表示され、〇〇年〇月〇日までに到着するようご返送ください。
- 2 〇印以外の記号であっても、賛の欄に表示がある場合には、その表示は賛成とみなします。
- 3 賛否の表示がない場合又は賛否双方に表示がなされている場合には、「賛」の表示として取扱います。
- 4 第5号・6号議案の各候補者のうち、一部の候補者を否とされる場合には、賛に〇印をご表示いただき、その下の余白部分に否とされる候補者の番号を記載してください。
- 5 押印は、会員申込の際の印鑑でお願いします。

社員総会の決議の省略を行  
った場合の議事録記載例

特定非営利活動法人〇〇臨時総會議事録

- 1 総会の決議があったものとみなされた日 〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 決議があったものとみなされた事項の提案者 理事 〇〇〇〇
- 3 議事録の作成に係る職務を行った者 理事 〇〇〇〇

社員総数 〇〇名  
同意した社員の総数 〇〇名

- 4 総会の決議があったとみなされた事項の内容  
第1号議案 理事3名の任期満了に伴う改選に関する件  
下記の3名を選任すること  
理事 〇〇〇〇  
理事 〇〇〇〇  
理事 〇〇〇〇

第2号議案 入会金及び会費の変更の承認に関する件  
入会金 〇〇円 会費 〇〇

〇〇年〇月〇日、理事〇〇〇〇が社員全員に対して、上記のとおり社員総会の目的である事項について提案書を発し、当該提案について〇〇年〇〇月〇〇日までに社員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、特定非営利活動促進法第14条の9の規定に基づき当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、社員総会の決議があったとみなされた事項を明らかにするため、この議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った理事が次に記名押印する。

〇〇年〇月〇〇日  
特定非営利活動法人〇〇〇〇〇  
理事 〇〇〇〇 印

定款に議事録に  
関する規定を定  
めている場合  
は、必ず定款の  
内容を確認して  
ください。

同意書

社員総会の決議の省  
略についての同意書  
記載例

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

(社員総会の目的である事項)

第1号議案 理事3名の任期満了に伴う改選に関する件

下記の3名を選任すること

理事 〇〇〇〇

理事 〇〇〇〇

理事 〇〇〇〇

第2号議案 入会金及び会費の変更の承認に関する件

入会金 〇〇円 会費 〇〇

上記に同意します。

〇〇年〇〇月〇〇日

住所 〇〇市〇〇町〇番〇号

氏名 〇〇 〇〇 印

社員総会の決議の省略についての提案書  
記載例

特定非営利活動促進法第14条の9の規定に基づく社員総会の決議省略に関する提案書

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、社員の方々に対し下記のとおり社員総会の目的である事項について提案させていただきますので、提案の内容にご同意いただける場合は、別添の同意書に氏名、住所をご記入の上捺印していただき、○月○日までに特定非営利活動法人○○○○事務所まで送付していただきますようお願いします。

なお、社員の全員の方が書面をもって提案の内容にご同意いただけた場合は、特定非営利活動促進法第14条の9の規定に基づき、下記提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなされ臨時総会は開催されません。

敬具

記

(社員総会の目的である事項)

第1号議案 理事3名の任期満了に伴う改選に関する件

下記の3名を選任すること

理事 ○○○○

理事 ○○○○

理事 ○○○○

現在の理事である3名を再任するもの。

第2号議案 入会金及び会費の変更の承認に関する件

入会金 ○○円 会費 ○○

設立当初入会金○○円 会費○○円と設定していたが、今後更なる会員の増加を目指し  
入会金△△円 会費○○円と引き下げるとしている。

○○年○月○○日

特定非営利活動法人○○○○

提案者 住所

氏名 理事○○ ○○

## 4 Q & A

### Q 1 事業報告書等はいつまでに提出すればいいの？

A 1 毎事業年度終了後3ヶ月以内に提出する必要があります。

北九州市の施行条例第6条は、「事業報告書等の提出は、毎事業年度初めの3月以内にしなければならない。」と規定しています。これは「事業年度が終了して、翌事業年度の初めの3ヶ月以内」という意味になりますので、「事業年度終了後、（翌事業年度に入って）3ヶ月以内」となります。

具体的には、3月31日をもって事業年度が終了する法人の場合、6月30日までに事業報告書等を提出する必要があります。

### Q 2 何も活動していない場合は、事業報告書等を提出しなくていいの？

A 2 提出する必要があります。

NPO法第29条第1項は、「毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。」と規定しています。したがって、具体的な事業を実施していない場合であっても、毎事業年度終了後3ヶ月以内に所轄庁に提出しなければなりません。

なお、事業や税金の関係で、県や市町村に休業（休止）届を提出している場合であっても、NPO法上は「休業（休止）」という概念がありませんので、必ず毎事業年度ごとに事業報告書等（一式）を提出しなければなりません。

### Q 3 「その他の事業」に係る決算書類は、事業を実施していない場合は提出しなくていいの？

A 3 定款に「その他の事業」を定めていれば、実施していない場合も提出する必要があります。

具体的には、事業報告書に「その他の事業は実施していない」旨を記載するとともに、活動計算書の中で「その他の事業」を別欄表示し、その欄すべてに「ゼロ」を記載するか、脚注において実施していない旨を記載してください。

活動計算書、貸借対照表、財産目録について別葉で作成する必要はありません。

一方、定款に「その他の事業」を定めていない法人については、当然に「その他の事業」に係る記載や書類は必要ありません。

### Q 4 「事業費」とは？「管理費」とは？

A 4 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものを指し、例えば、各々の事業に従事させるために雇った者の賃金や事業に使用する原材料などが考えられます。

「管理費」とは、法人の運営に係る基礎的な維持管理のための費用のことを指し、例えば、法人事務所の経費や総会の開催経費、役員報酬及び費用弁償、事務所での事務処理のために雇った者の賃金などが考えられます。

**Q 5 貸借対照表の公告をすれば、資産総額の変更登記は必要ないの？**

A 5 貸借対照表の公告に関する規定が平成30年10月1日に施行されたことに伴い、「資産の総額」の登記は不要となりました。現在、定款の「公告の方法」に規定する方法で、貸借対照表の公告を行う必要があります。

**Q 6 貸借対照表の公告以外にも公告事項はありますが、貸借対照表の公告のみを別の方法とすることを定款に記載できますか？**

A 6 平成28年法改正前の特定非営利活動促進法では、NPO法人は、①債権の申出の催告（法第31条の10）②清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始（法第31条の12）、③合併認証後の債権者へ合併に異議があれば期間内に述べるべきこと（法第35条第2項）、において公告することが義務付けられており、①及び②の公告は官報に掲載することとされています。

法第11条第1項第14号では、定款において公告方法を記載しなければいけないと規定されています。今回の法改正で新たに加わった貸借対照表の公告も含めて法人としての公告方法を定款に記載していくこととなります。例えば、「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、○○県において発行する○○新聞に掲載して行う。」といったように貸借対照表の公告方法のみを別途規定することは可能です。

**Q 7 電子公告の方法として、LINEを使用する方法は含まれるの？**

A 7 SNSをはじめインターネットを利用して情報を発信できるサービスが近年増えていますが、提供されるサービスの内容や利用規約等はそれぞれ異なっています。電気公告にあたっては、個々のサービスごとにその内容等を踏まえて電子公告の掲載場所としてふさわしいかどうかを判断してください。

例えば、あるNPO法人がLINEのトークに貸借対照表を投稿した場合、他の人はその貸借対照表を閲覧するには、サービスを利用するため登録行為をしなければなりません。これは「事前に登録したパスワード等を入力することなしに閲覧できる状態」とは言えませんので、LINEは電子公告の方法としてふさわしくないと考えられます。

**Q 8 貸借対照表の公告の方法のうち、「主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示」（法第28条の2第1項第4号、法規第3条の2第2項）とはどのような場所が該当しますか。また、マンションや役員の自宅の一室をNPO法人の主たる事務所としている場合はどのような場所に掲示すればいいのですか？**

A 8 法28条の2第1項第4号には、「不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態」とあるので、利害関係者のみならず広く市民が当該NPO法人の主たる事務所において、容易に貸借対照表にアクセスできる状態にあることが必要と考えられます。したがって、例えば、法人の主たる事務所の掲示板や入口付近に掲示することがふさわしいと考えられます。

ただし、そのマンションや民家の構造、アクセス容易性などを踏まえて判断されるものです。

**Q9 理事だった者が監事に就任した場合も役員変更等届出書を提出するの？**

A9 提出する必要があります。

「監事」としては「新任」になりますので、①就任承諾及び誓約書の写し、②住民票等を添付した役員変更等届出書及び変更後の役員名簿を提出しなければなりません。

また、NPO法は「監事」が「理事」を兼ねることを禁止していますので、この場合必ず「理事」を退任する必要があります。したがって、「理事」を退任（「任期満了」「辞任」など）した旨の役員変更等届出書についても提出する必要があります。

**Q10 理事長（代表者）が単なる理事（いわゆる平理事）になった場合も役員変更等届出書を提出するの？**

A10 提出する義務はありません。

しかし、届出がないと、所轄庁が情報公開している代表者と実際の代表者が異なってしまうことになりますので、変更後の役員名簿を添えて、代表者の変更を所轄庁に届け出でていただくようお願いします。

なお、「理事長」のみが代表権を有すると定めている場合は、代表権を有する理事の変更について、法務局で登記の変更手続きを行う必要があります。

もちろん、「理事長」の職を退くとともに「理事」自体を退任する場合は、役員変更等届出書を提出し、登記の変更もしなければなりません。

**Q11 役員変更等届出書は、事業報告の際に1事業年度分をまとめて提出すればいいの？**

A11 役員に変更が生じた場合は、その都度、遅滞なく届け出る必要があります。

役員変更等届出書は事業報告書の一部ではないので、各事業年度分をまとめて提出するものではありません。なお、事業報告の際に提出する「年間役員名簿」は、当該事業年度中に提出した役員変更等届出書の内容と矛盾がないようにしなければなりません。

**Q12 監事も登記しないといけないの？**

A12 登記する必要はありません。

組合等登記令（第2条）は、「代表権を有する者の氏名、住所及び資格、代表権の範囲又は制限に関する定め」を登記しなければならないと規定しています。

「監事」は代表権を有していませんので、登記する必要はありません。

（ただし、所轄庁に提出する役員変更等届出書については、「監事」についても提出する必要がありますのでご注意ください。）

**Q13 再任（重任）の場合も登記が必要なの？**

A13 代表権を有する理事については登記が必要です。

任期満了による役員（理事）改選の際に、従前の理事長（代表権を有する理事）が任期満了と同時に再任された場合は、氏名及び住所に変更がなかったとしても重任の登記を行わなければなりません。

登記を怠った場合は20万円以下の過料の対象となります。

なお、所轄庁に提出する役員変更等届出書については、「再任」の場合であっても提出する必要があります。

**Q14 役員が辞任したら、すぐに代わりの人を選任しないといけないの？**

A14 NPO法で「理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない」と規定されています。ここでいう「定数」の考え方については注意が必要です。

①定款で役員の人数を「○人」と定めた場合。（例：理事5人）

定款で定めた「5人」が定数となります。したがって、その定数の3分の1 ( $5 \div 3 = 1.666\dots$ ) を超える者、すなわち、2人が欠けて3人になった場合は、必ず遅滞なく1人は補充しなければなりません。なお、3分の1を超えない者（1人）が欠けて4人になった場合は、少なくとも次の改選時には定款で定める「5人」を選出する必要があります。

②定款で役員の人数を「○人以上○人以内」と定めた場合。（例：理事5人以上10人以内）

役員選任（改選）時に「5人以上10人以内」の範囲で実際に選んだ人数が定数になります。仮に、この時に6人の理事を選んだとすれば、2人 ( $6 \div 3 = 2$ ) 欠けた場合は必ずしもすぐに補充する必要はありませんが、3人欠けた場合は「その定数（6人）の3分の1を超える者が欠けたとき」に該当しますので、必ず1人は補充しなければなりません。

もちろん、どちらの場合も、理事3人・監事1人を下回ることができないことは言うまでもありません。また、欠員後の改選時には、定款に定める範囲（「○人」「○人以上○人以内」）で選任する必要があります。

## Q15 定款を変更する場合の手続は？

A15 定款を変更する場合は、必ず「定款変更認証申請」又は「定款変更届出」が必要となります。

NPO法で定める「認証が必要な事項」は、次の①～⑩の事項です。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うもの）
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（定数に係るものを除く）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業に関する事項
- ⑨ 残余財産の帰属する者に係る解散に関する事項
- ⑩ 定款の変更に関する事項

これらの事項を変更する場合には「定款変更認証申請書」を所轄庁に提出し認証を受けなければ変更できません。

上記①～⑩以外の事項を変更する場合は、「定款変更届出書」を所轄庁に提出しなければなりません。

いずれの手続の場合でも、定款を変更することによって登記の変更の手続が生じた場合は、定款変更登記完了提出書に変更後の登記事項証明書を添付して提出する必要があります。

## Q16 「認証の必要がない事項」を変更する場合は、総会ではなく理事会で議決すればいいの？

A16 定款の変更是必ず社員総会で議決するようにNPO法で定められています。したがって、「認証の必要がない事項」であっても、定款変更である以上は必ず総会で議決する必要があります。

## Q17 変更後の定款はいつ有効になるの？

A17 「認証が必要でない事項」を変更する場合は、社員総会で議決をした時点で変更後の定款が有効になります。その後、「定款変更届出書」をもって、既に定款を変更「した」ことを所轄庁へ届け出ることになります。

一方、「認証が必要な事項」を変更する場合は、社員総会で議決をしただけでは定款を変更することができず、定款変更認証申請書をもって定款変更の認証を受けたい旨の申請を行い、その後所轄庁の認証を受けた時点で初めて変更後の定款が有効になります。したがって、定款変更の認証を受けるまでは旧定款（変更前の定款）に従って法人を運営する必要があります。

**Q18 定款変更後に必要な手続きはどのようなものがあるの？**

A18 定款変更届出書を提出した場合、定款変更の認証を受けた場合で、登記事項に変更が生じる場合は、法務局で登記の変更手続きを行う必要があります。

その後、変更後の登記事項証明書を添付して定款変更登記完了提出書を所轄庁に提出する必要があります。

さらに、県税事務所等やその他関係機関への手続が必要となる場合がありますので、詳細については各機関へお問い合わせください。

**Q19 役員や会費に変更があった場合、定款附則を変更しないといけないの？**

A19 変更する必要はありません。

多くの法人が定款附則に「設立当初の役員」や「設立当初の会費の額」などを規定されていると思いますが、法人設立後、定款の定めに従って役員や会費の額を変更したからといって、定款附則の内容を書き換える（更新する）必要はありません。（設立当初の）定款附則の記載はあくまで「設立当初の」役員や会費について記載しているものであり、仮に法人設立後これらの内容に変更が生じたとしても、「設立当初の役員が誰であったか」、「設立当初の会費の額がいくらであったか」という事実は変わらないので、原則として附則は変更しません。別途、役員名簿や会費規程などによって履歴を管理していくと良いでしょう。

**Q20 総会の決議ではなく、理事会の決議で解散することはできるの？**

A20 理事会の決議で解散することはできません。

NPO法第31条第1項には、解散事由として「社員総会の決議」が規定されています。しかし、同時に「定款で定めた解散事由の発生」によっても解散すると規定されているため、定款に「理事会の決議」により解散する旨の定めがあれば、あたかも解散できるかのように見えます。

ところが、NPO法第31条の2は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない旨を規定しており、たとえ定款に別段の定めをする場合であっても、法定の決議要件を加重・軽減することはできても理事の議決によって解散できる旨の定めをすることはできないと考えられています。

よって、総会の決議に代えて理事会の決議により解散することはできることになります。

**Q21 「資金不足」による解散は、「事業の成功の不能」による解散に当たるの？**

A21 一般に、「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」には該当しません。

「事業の成功の不能」とは、法人の主観的な事情に基づくものではなく、客観的な事実に基づいて判断されることになります。例えば、定款に1つの事業のみを定めている法人が必要な許可を受けて当該事業を実施していたところ、法改正により許可の更新を受けることができなくなった場合などが考えられます。単に「資金不足」・「人材不足」といった理由で法人を解散する場合は、通常であれば「社員総会の決議」により解散するものであると考えられます。

**Q22 解散せずに活動を休止することはできるの？**

A22 NPO法において、「休止」といった制度はありません。

具体的な事業をすべて中止することはできますが、その場合であっても、法人として存在している以上は、年1回の社員総会の開催や事業年度終了後の事業報告書等の提出などを行わなければなりません。また、役員の任期が満了する前には役員の改選を行う必要があります。

法人住民税（法人県民税、法人市民税）の関係で、県税事務所や市役所に「休止届」を提出した場合であっても、NPO法で定められているこれらの義務が免除されるわけではありませんのでご注意下さい。

**Q23 解散時の公告はどのような方法で行うの？**

A23 解散した場合の公告は、必ず官報に掲載して行わなければなりません。

NPO法第31条の10の規定により、清算人は、遅滞なく、公告をもって、債権者に対して一定期間内にその請求を申し出るように催告する旨の公告を官報に掲載して行わなければなりません。また、定款に「公告の方法」として官報以外の方法を規定している場合は、官報と併せて当該方法による公告も必要となります。

官報とは、国が発行する機関紙のことで、公告を掲載する際には費用がかかります。解散時の公告の場合、3万円程度かかります。（一般的な金額であり、行数によって変わります。）

官報への掲載手続や詳しい料金については、官報販売所や政府刊行物サービス・センターにご確認ください。[ 参考 URL (独立行政法人国立印刷局) : <https://www.gov-book.or.jp/> ]

**Q24 債権者がいないと思われる場合は、公告を行わなくていいの？**

A24 公告は必ず行わなければなりません。

「債権者はいない」と思っていても、実際には法人が把握できていない債権者が存在する可能性もあります。官報による公告を行い、債権者が一定期間内に申出をしないときは清算から除斥される旨を付記することで、債権者を確定し、清算を結了させることになります。

また、既に判明している債権者に対しては、個別にその申出を催告しなければなりません。

なお、解散した場合の公告方法としては、NPO法第31条の10第4項の規定により、官報に掲載して行う必要があります。

**Q25 残余財産の帰属先は総会で自由に決めることができるの？**

A25 NPO法第11条第3項に掲げる団体のうちから選定しなければなりません。

まず、残余財産の帰属先に関する規定を定款に定めている場合は、当該規定に従って残余財産を処分します。定款に帰属先となる団体名を明記している場合は、当該団体へ譲渡することになりますし、「帰属先は解散総会で選定する」といった趣旨の規定を定めている場合は、解散総会において具体的な団体を選定し譲渡することになります。いずれの場合も、「NPO法第11条第3項に掲げる団体」以外のものに譲渡することはできません。

次に、残余財産の帰属先に関する規定を定款に定めていない場合は、清算人は、所轄庁の認証を得て、国又は地方公共団体に残余財産を譲渡することができます。

そして、上記の方法により処分されない財産については、国庫（国）に帰属することになります。

**Q26 NPO法人を解散して任意団体として活動を継続する場合、法人の残余財産を任意団体に引き継ぐことはできるの？**

A26 任意団体は、NPO法第11条第3項に掲げる団体ではないので、残余財産を引き継ぐことはできません。

残余財産は、NPO法第32条の規定に従い、定款に定める者に譲渡されることになりますが、この「定款に定める者」は、NPO法第11条第3項に定める者（下記①～⑥）のうちから選定しなければなりません。よって、任意団体を選定することはできません。

なお、定款に帰属すべき者に関する規定を定めていない場合は、所轄庁の認証を得て、国又は地方公共団体に残余財産を譲渡することになり、それでも処分されない財産については、国庫（国）に帰属することになります。

<NPO法第11条第3項に定める者>

- ① 特定非営利活動法人（NPO法人） ② 国又は地方公共団体
- ③ 公益社団法人又は公益財団法人 ④ 学校法人
- ⑤ 社会福祉法人 ⑥ 更生保護法人

**Q27 残余財産の帰属先を決めるに当たって、相手方の承諾は必要なの？**

A27 相手方の承諾は必要ありません。

また、残余財産の帰属先として選ばれたからといって、その者に残余財産を引き取る義務が生じるわけではありません。引き取りを希望しないであれば、帰属を拒否しても構いません。

**Q28 電磁的方法による表決とは？**

A28 電子メールの送信による表決、ホームページ上に書き込む方法、磁気ディスク等に記録して交付する方法で議決権を行使する方法を指し、いずれの場合も受信者がファイルに記録し、その記録を書面で出力することができます。

また、NPO法は、定款で定めることにより電磁的方法により表決することができると規定していますので、定款に電磁的方法による表決について規定しておく必要があります。

なお、電磁的方法による表決を認める場合には、議決権行使が本人のものであるかどうか確認できないなどの問題（なりすましや改ざん）が生じるおそれがあります。電子署名を付加する方法やパスワードを交付する方法など、なんらかの方策を講じる必要があると考えられますので、法人内部で十分検討しておく必要があります。

**Q29 電磁的記録とは？**

A29 磁気ディスク、CD-R等により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとされています。

**Q30 定款変更に際して、所轄庁の認証が不要となるのはどんな場合ですか？**

**A30** 定款を変更するためには、所轄庁の認証を受けなければなりませんが、次のような事項については、社員総会での議決後、所轄庁にその内容を届け出るだけでよく、所轄庁の認証は必要ありません（法25③）。

① 所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更

所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更とは、例えば、千葉市内にしか事務所を持たない法人（所轄庁は千葉市）が、同じ市内に事務所を増設した場合や、神奈川県に主たる事務所を有する法人（所轄庁は神奈川県）が、埼玉県に事務所を増設した場合などです。

② 役員の定数に関する事項

③ 資産に関する事項

④ 会計に関する事項

⑤ 事業年度

⑥ 残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項

⑦ 公告の方法に関する事項

これらの届出だけで変更できる事項に関しては定款の変更を決定した時点で効力が発生します。ただし、登記事項に該当する事項（具体的には事務所の所在地の変更）については、登記の変更をしなくてはなりませんので、注意が必要です。

**Q31 役員を変更する場合どのような手続が必要ですか。**

**A31** 役員は、氏名又は住所若しくは居所に変更があった場合などは、所轄庁に届出をする義務がありますが、ここで、役員の「変更」としては、次のような場合が考えられます。

① 再任

② 任期満了

③ 死亡

④ 辞任

⑤ 解任

⑥ 氏名、住所又は居所の変更

（「人」としての同一性が保たれている場合です。新任は⑦ですのでここには含まれません）

⑦ 新任

このうち、①の再任、⑤の解任及び⑦の新任については、総会における議決など定款に定められた手続に従って決定される必要がありますが、それ以外の変更については、総会での決議などは必要ありません。

これらの「変更」があった場合は、NPO法人はその旨を所轄庁に届け出ることになります。また、これら

の場合のうち、⑦の新任の場合には、その届出書に、就任承諾及び誓約書（法10①二ロ）、住所又は居所を証する書面として条例で定める書面（法10①二ハ）を添付することが必要です（法23）。

なお、理事の氏名、住所、資格は登記事項ですので、これらに変更があった場合は、変更の登記をしてはなりません（組登令3）。

**Q32 特別代理人、仮理事を選任しなければいけない場合はどのような時ですか。**

A32 法人と理事個人との利益相反行為については、当該理事は代表権を有さないため、所轄庁は、利害関係人の請求又は職権により特別代理人を選任することになります。

定款で定められている任期が終了し、後任の役員が選任されていない場合、民法第654条の規定により、急迫な事情があるときや、後任の役員が選任されるまでの間、前任者は必要な職務を行わなければならぬいため、仮理事の選任は必ずしも必要ではありません。

しかし、前任者が何らかの原因により職務を継続できない事情が生じて、法人に損害が発生することが避けられないような場合等、所轄庁は利害関係人の請求又は職権により仮理事を選任することになります。

**Q33 「その他の事業」により赤字が生じた場合はどうなるのですか。**

A33 法第5条第1項において、他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない範囲で行うことができると規定されています。それゆえ、必ずしも他の事業の開始の初年度から黒字が見込めるとは限りませんが、2事業年度継続して多額の赤字が生じるような場合は、所轄庁による報告徴収・立入検査の対象となる可能性があります。

**Q34 他の事業から生じた利益は、すべて特定非営利活動に係る事業に繰り入れなければならないのですか。**

A34 法第5条第1項で、他の事業において利益を生じたときは、特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならないと規定されていることから、その利益は特定非営利活動に係る事業に繰り入れなければなりません。

**Q35 NPO法人を設立した直後には、どのような書類を法人の事務所で閲覧させればよいのですか。**

A35 NPO法人が設立された直後で、事業報告書等が作成されるまでの間には、次の書類を利害関係人に対して閲覧させることになります（法28③）。

- ① 設立当初及び翌事業年度の事業計画書
- ② 設立当初及び翌事業年度の活動予算書
- ③ 設立当初の財産目録

- ④ 役員名簿
- ⑤ 定款
- ⑥ 認証に関する書類の写し
- ⑦ 登記に関する書類の写し

**Q36 事業計画書及び活動予算書は毎年作成しなければならないのですか。法人として成立後も所轄庁に提出したり、閲覧させたりすることがあるのですか。**

A36 事業計画書及び活動予算書については、法人の設立申請時及び定款変更時に所轄庁へ提出する必要がありますが、毎年所轄庁に提出したり、閲覧させたりする義務はありません。しかし、NPO法人自身が当該事業年度の正味財産の増減原因等を事前に把握し、適切に法人運営を行いうに当たって実務上有用な書類であるといえるため、経常的に作成することを妨げるものではありません。

**Q37 事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、決算期に作成されるので、設立当初は備え置く必要がないと考えてよいのですか。**

A37 事業報告書、活動計算書及び貸借対照表は、設立後最初の決算が行われるまでは作成されませんので、備え置く必要はありません。  
しかし、財産目録については、設立の時に作成して備え置くことが義務付けられています（法14）。

**Q38 法人の事務所における閲覧について、各書類については、いつまでの期間のものを閲覧させればよいのですか。**

A38 法第28条第3項の規定に基づき、その時点において「事業報告書等」「役員名簿」「定款等」として備置期間内の有効なもの、すなわち「役員名簿」「定款等」は最新のものを閲覧させることとなります。

**Q39 貸借対照表の公告方法を定款において定める場合、複数の手段を定めることはできますか。**

A39 公告方法を「A及びBによる方法とする」といったように複数の手段を重ねて選択することは可能ですが、「A又はBによる方法とする」といったように公告方法を選択的に定めることは認められないと考えられます。  
これは、定款を見た市民や利害関係者がどちらの方法で公告されているかが明らかではないためです。